

町営住宅入居募集概要

基本原則：住宅に困窮している低所得者の町民に対しての住宅供給制度。

町営住宅に入居を希望される方は、次の1から5までの条件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
同居人は親族（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人及び婚約者も含みます。＝婚姻確約書またはとっとり安心ファミリーシップ制度に基づく届出受理証明書の写しの提出が必要となります。）又は、病気等の事情により同居することが必要と認められる方に限ります。
- 2 収入基準に該当すること。
月額所得158,000円以下【入居者全員の合計所得（各種控除後）】
高齢者・障がい者世帯等は214,000円以下
※高齢者・障がい者世帯等とは
・本人が60歳以上で、同居者の何れもが60歳以上
・義務教育修了前（中学校卒業まで）の子ども或いは妊婦がいる世帯
・身体(1～4級)、精神(1,2級)、知的(A・B)の何れかの障がい者がいる世帯
- 3 現在、住宅に困っていること。
・申込者、同居者に持ち家がある方は申込みできません
・住宅困窮状況報告書・居住証明書を提出してください。
- 4 地方税等を滞納していないこと。
・地方税等に滞納がある方は入居申込前には必ず完納してください。
（同居者に滞納がある場合も同様です。）
・仮に入居決定しても、滞納が発覚した場合、決定を取り消すことがあります。
- 5 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する団員）でないこと。
・誓約書により、判明した場合の明渡し、及び県警本部への確認照会同意
・入居者又は同居者が暴力団員等であることが判明した場合は、入居を取り消します。

◎特例で単身入居の申込ができる人（何れかに該当する人）

- 1 60歳以上の人
- 2 身体障がい者 … 1級から4級程度と判定された人
- 3 生活保護を受けている人
- 4 精神障がい者 … 1級から3級程度と判定された人及び知的障がい者（精神障がいの程度と同程度と判定された方） ※常時の相談対応や緊急時における医療機関への連絡等の地域の居住支援体制が整っている場合に限りです。
- 5 海外引揚者、ハンセン病療養所入所者、原爆被爆者、戦傷病者、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者 等

◎その他（注意していただくこと）

- 1 申込みは1部屋のみです。
- 2 原則として、入居後の異動、住替え等は出来ません。
- 3 網戸、カーテンレール、居室電燈、自動車保管場所のない団地もあります。
- 4 ペットの飼育は禁止です。
- 5 入居決定後、地方税等の滞納のない連帯保証人2名とともに町と請書契約を交わしていただきます。
- 6 入居の際には、家賃3か月分の敷金の納付が必要です。
- 7 地元自治会に加入し、地域の付き合いもしてください。